

交通事故傷害保険付定期積金「熟年積金」

平成 24 年 8 月 29 日現在

*特色、重要事項、その他

1 特色

(1) 広島県信用組合と三井住友海上火災保険株式会社との間で締結した「ケンシン熟年積金付帯交通事故傷害保険契約書」にもとづく預金で、定期積金に交通事故傷害保険をセットした商品です。

(2) 保険加入

ケンシン「熟年積金」を契約することによって自動的に保険加入します。

(3) 保険料の支払

保険料は当組合の負担とする。

(4) 保険期間

「熟年積金」契約成立日の翌日午前 0 時から、解約日の午後 4 時まで

(5) 保険金の支払

保険期間中に発生した次のような事故による傷害により被保険者が死亡された場合に限り保険金として、証書(通帳)に記載された給付契約金(税引き前)と実際の積立残高との差額を保険金として法定相続人にお支払いします。

保険金 = (給付契約額 - 実際の掛込残高)

ア 自動車、電車、船舶、航空機等の乗物に搭乗中の事故またはそれらにひかれたり、はねられたりした事故等の交通事故

イ 建物、乗物の火災

ただし、上記ア・イの事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に保険金が支払われます。

(6) 保険金が支払われない主な場合

被保険者がつぎのいずれかに該当した場合、保険金のお支払いができません。

ア 「熟年積金」の払込が 2 回以上遅延し、保険契約が解除されたとき。

イ 酒酔運転、無免許運転等により死亡されたとき。

ウ 上記「(5) 保険金の支払」以外の理由で死亡されたとき。

エ 保険期間外に発生した事故により死亡されたとき。

オ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により死亡されたとき。

カ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により死亡されたとき。

商品概要説明書

(7) 保険事故発生の場合の手続

被保険者に、保険事故が発生した場合には、直ちに引受保険会社または取扱代理店までご連絡ください。

[引受保険会社]

会社名 三井住友海上火災保険株式会社 広島支店 広島第一支社

住 所 〒730-0806

広島市中区西十日市町 9-9 (広電三井住友海上ビル 12F)

電 話 (082) 234-5815

[取扱代理店]

会社名 エルフル株式会社

住 所 〒730-0043

広島市中区富士見町 16 番 2 2 号 (ロアール富士見町)

電 話 (082) 542-3160

2 重要事項

(1) 定期預金の種類

スーパー定期積金

(2) 販売対象

- ① 当組合で年金を受給されている方
- ② 当組合へ年金のお受取を予約されている方で 50 歳以上の方
- ③ 50 歳以上の組合員 (個人)

(3) 契約期間

1 年以上 5 年以下

(4) 預入方法

- ① 毎月掛込型、隔月掛込型の 2 種類
- ② 掛込金額

5,000 円以上 (1 回の掛込額は 30 万円以内とします。)

*商品概要

1 商品名	ケンシン「熟年積金」
2 その他	商品概要についてはスーパー定期積金の説明書に記載の内容をご確認ください。